基安安発第 0314003 号
平成１８年３月１４日

登録性能検査機関の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

ボイラー等の連続運転認定要領に係る留意事項等について

標記については、平成１４年３月２９日付け基発第 0329018 号及び同日付け基安安発第 0329001 号等により運用してきたところですが、今般、「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」（平成１７年２月１８日規制改革・民間開放推進本部決定）における規制改革事項「ボイラー運転時性能検査の認定更新における手続の合理化」を踏まえ、別紙のとおり、ボイラー等の連続運転の認定更新時における添付書類の合理化を図るとともに、関係する安全課長名通知の内容を盛り込むこととしたので、通知します。

なお、平成１６年３月２４日付け基安安発第 0324002 号は廃止します。

別紙

基安安発第0314002号
平成１８年３月１４日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

ボイラー等の連続運転認定要領に係る留意事項等の一部改正について

標記については、平成１４年３月２９日付け基発第0329018号（以下「認定要領」という。）及び同日付け基安安発第0329001号（以下「留意通知」という。）等により運用してきたところであるが、今般、「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」（平成１７年２月１８日規制改革・民間開放推進本部決定）における規制改革事項「ボイラー運転時性能検査の認定更新における手続の合理化」を踏まえ、下記のとおり、ボイラー等の連続運転の認定更新時における添付書類の合理化を図るとともに、関係する安全課長名通知の内容を盛り込むこととしたので、管内の関係事業場等への周知を図られたい。

なお、平成１６年３月２４日付け基安安発第0324001号については廃止する。

おって、登録性能検査機関の長に対して別紙のとおり通知したので、了知されたい。

記

1　改正の趣旨

（1）認定更新時における添付書類の合理化

認定更新時における認定更新申請書の添付書類については、これまで、認定要領のⅠの要件に適合していることを説明する書類として、組織、規程、体制、基準、手順等を説明した書類（以下「規程類等」という。）及び認定の有効期間内の実績を説明した書類を提出させることとしてきたところであるが、今般、これらの書類のうち変更がない規程類等については提出を不要とする。

規程類等の変更には、変更認定を要するものと変更認定を要しないもの（「軽微な変更」）があるが、前者については、変更認定時に変更部分の書類が提出されるため、今般、認定更新時には書類の添付を要しないものとなる。一方、後者については、これまで認定更新時に添付される書類により把握してきたところであるが、変更認定を要しない軽微な変更であることにかんがみ、認定更新時にも添付を要しないこととして差し支えないものと考えられる。

よって、今後は、認定更新時には規程類等の添付をすべて要しないものとし、認定の有効期間内の実績を説明した書類を添付すれば足りるものとする。

（2）「軽微な変更」の範囲の明確化

今後は、上記（１）により、「軽微な変更」が行われた規程類等についても添付は要しないこととなるが、これを踏まえ、平成１４年６月２１日付け基安安発第 0621001 号及び平成１６年３月２４日付け基安安発第 0324001 号において定めている「軽微な変更」の範囲を改めて明確にするとともに、留意通知に一本化するものとする。

２　留意通知の一部改正

留意通知の一部を次のように改正する。

（１）記の１の（３）を次のように改める。

（３）認定要領のⅡの第１の５（１）の変更認定の申請のうち、次のア又はイに該当するものは、事前審査を要せず、所轄労働基準監督署長が変更認定を行うこと。

ア　認定要領のⅡの第１の５（１）のウのみに係る場合であって、対象となるボイラー等が運用基準によってただし書に該当すると判断できるもの

イ　認定要領のⅡの第１の１（３）のうち組織（安全管理、運転管理及び保全管理に係るものをいう。）並びに運転管理及び保全管理に係る連絡・指示体制等（要員の配置及び業務分担を含む。以下「組織等」という。）のみに係る場合

（２）記の１の（３）の次に次のように加える。

（４）上記（３）のイの場合については、次のとおり処理すること。

ア　当該変更により現行と同等以上の安全性が確保されることを明らかにするものとして、変更に伴う組織図、体制図、要員配置、業務分担等に関する書類を添付させること。

イ　当該変更認定の斉一化を図るため、現行と同等以上の安全性が確保されるか否かが明らかである場合を除き、事前に都道府県労働局を通じて本省安全課と協議すること。

（５）認定要領のⅡの第１の５（１）のアの「軽微な変更」には次のものが該当すること。

ア　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和４７年労働省令第３３号）第４１条及び第７６条の変更届に係るもの

イ　組織等における部、課、室等の名称のみの変更

ウ　組織等における部、課、室等の統廃合（各要員の業務量（安全管理、運転管理及び保全管理に係る業務量以外の業務量を含む。以下同じ。）が増加しない場合に限る。）

エ　組織等に係る要員の増加（各要員の業務量が増加しない場合に限る。）

オ　交代制の仕組みを変更するなど組織等に係る要員の勤務体制の変更（各要員の業務量が増加しない場合に限る。）

カ　保全管理の一部を子会社に委託していたものを、子会社が親会社に統合されることにより親会社での一元的な管理に変更するもの（保全管理を行う各要員の業務量が増加しない場合に限る。）

キ　自動制御装置等の一部変更（制御機構に影響を与えない場合に限る。）

（６）認定要領のⅡの第１の６（２）の「１（３）の事項について説明した書類」には、組織、規程、体制、基準、手順等を説明した書類（以下「規程類等」という。）は含まれないこと。

（３）記の２の本文を同（１）とし、同（１）の次に次のように加える。

（２）認定要領のⅡの第２の６（３）の「３（３）のイからケまでの項目について説明した書類」には、規程類等は含まれないこと。

３　その他

平成１４年６月２１日付け基安安発第 0621001 号の別添を次のとおり改正する。

（１）Ⅱの第１の３の（５）を削る。

（２）Ⅱの第２の４の（２）の（答）中、なお書を削る。

（参考）

平成１４年３月２９日付け基安安発第 0329001 号「ボイラー等の連続運転認定要領に係る留意事項について」新旧対照表

（下線部が改正部分）

改　正　案	現　　　行
１　２年連続運転の認定に関する事項 （１）及び（２）（略） （３）認定要領のⅡの第１の５（１）の変更認定の申請のうち、次のア又はイに該当するものは、事前審査を要せず、所轄労働基準監督署長が変更認定を行うこと。 ア　認定要領のⅡの第１の５（１）のウのみに係る場合であって、対象となるボイラー等が運用基準によってただし書に該当すると判断できるもの イ　認定要領のⅡの第１の１（３）のうち組織（安全管理、運転管理及び保全管理に係るものをいう。）並びに運転管理及び保全管理に係る連絡・指示体制等（要員の配置及び業務分担を含む。以下「組織等」という。）のみに係る場合 （４）上記（３）のイの場合については、次のとおり処理すること。 ア　当該変更により現行と同等以上の安全性が確保されることを明らかにするものとして、変更に伴う組織図、体制図、要員配置、業務分担等に関する書類を添付させること。 イ　当該変更認定の斉一化を図るため、現行と同等以上の安全性が確保されるか否かが明らかである場合を除き、事前に都道府県労働局を通じて本省安全課と協議すること。 （５）認定要領のⅡの第１の５（１）のアの「軽微な変更」には次のものが該当すること。 ア　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和４７年労働省令第３３号）第４１条及び第７６条の変更届に係るもの	１　２年連続運転の認定に関する事項 （１）及び（２）（略） （３）認定要領のⅡの第１の５（１）の変更認定の申請のうち、申請内容がウのみに係る場合であって、対象となるボイラー等が運用基準によってただし書に該当すると判断できるものは、事前審査を要せず、所轄労働基準監督署長が変更認定を行うこと。

イ　組織等における部、課、室等の名称のみの変更 ウ　組織等における部、課、室等の統廃合（各要員の業務量（安全管理、運転管理及び保全管理に係る業務量以外の業務量を含む。以下同じ。）が増加しない場合に限る。） エ　組織等に係る要員の増加（各要員の業務量が増加しない場合に限る。） オ　交代制の仕組みを変更するなど組織等に係る要員の勤務体制の変更（各要員の業務量が増加しない場合に限る。） カ　保全管理の一部を子会社に委託していたものを、子会社が親会社に統合されることにより親会社での一元的な管理に変更するもの（保全管理を行う各要員の業務量が増加しない場合に限る。） キ　自動制御装置等の一部変更（制御機構に影響を与えない場合に限る。） （６）認定要領のⅡの第１の６（２）の「１（３）の事項について説明した書類」には、組織、規程、体制、基準、手順等を説明した書類（以下「規程類等」という。）は含まれないこと。	
２　４年連続運転に係る要件関係 （１）（略） （２）認定要領のⅡの第２の６（３）の「３（３）のイからケまでの項目について説明した書類」には、規程類等は含まれないこと。	２　４年連続運転に係る要件関係 （略）

平成１４年６月２１日付け基安安発第 0621001 号「ボイラー等の連続運転認定要領に関する質疑応答について」新旧対照表

（下線部が改正部分）

改　正　案	現　　　行
Ⅱ　認定手続 第１　２年連続運転に係わる認定手続 ３　変更 （１）～（４）（略）	Ⅱ　認定手続 第１　２年連続運転に係わる認定手続 ３　変更 （１）～（４）（略） （５）認定要領Ⅱの第１の５（１）アの「軽微な変更」とはどのようなものか。たとえば、下記のようなものは「軽微な変更」にあたるか。 ①変更届に係わるもの ②組織で一部の部、課、室の名に変更のあるとき ③組織で一部の部、課、室の人数に変更のあるとき ④自動制御装置の一部変更 ⑤生産又は制御システムの変更 （答） ①所轄労働基準監督署長への通常の手続きのみでよい。 ②実質的な担当者の人数等管理体制の変更が無い限り「軽微な変更」にあたる。 ③他に変更がなく単に安全管理、保全管理、運転管理関係の人数が増加した場合は「軽微な変更」にあたる。 ④制御機構に影響を与える場合は「変更」となる。 ⑤「軽微な変更」ではなく、「変更」にあたる。
第２　４年連続運転に係わる認定手続 ４　認定の更新 （１）（略） （２）４年連続運転の認定を取得した直後に、２年連続運転の更新時期が来る場合、４年連続運転の認定の更新を行う必要があるか。	第２　４年連続運転に係わる認定手続 ４　認定の更新 （１）（略） （２）４年連続運転の認定を取得した直後に、２年連続運転の更新時期が来る場合、４年連続運転の認定の更新を行う必要があるか。

（答）４年連続運転の認定の更新を行う必要がある。 （３）（略）	（答）４年連続運転の認定の更新を行う必要がある。なお、４年連続運転の認定取得から２年連続運転の更新時期までが１年以内で、その間に開放検査を実施していない場合は、事前審査委員会へ提出する説明資料は、その間における変更部分のみで差し支えないこととする。 （３）（略）

（参考）

（別表２）「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」（平成１７年２月１８日規制改革・民間開放推進本部決定）における「別表」に掲げられた規制改革事項

番号	規制改革事項	根拠法令　等	規制改革の内容	実施時期　等	所管府省
39	ボイラー運転時性能検査の認定更新における手続の合理化	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 ボイラー等の連続運転認定要領	認定事業者が定める規程類等において、変更前と変更点がない重複する資料についての提出を不要とする旨を周知する。（Ⅲ基準イ24）	平成17年度中	厚生労働省